# ■新庁舎規模の設定の考え方について(案)

## 1. 規模の算定条件

#### (1)想定人口

「第5次枚方市総合計画」の計画期間は平成28年度から平成39年度までの12年間としています。総合 計画における、平成55年度における将来推計人口は、平成25年よりも約81,800人減少した、 約327.500人と推計されています。

基本構想では、新庁舎整備の検討における本市の推計人口は 10 年後の平成 40 年の約 381,500 人と想定 します。

#### (2)想定職員数

新庁舎規模の検討に当たっては、職員数をどのように設定するかが重要ですが、将来推計人口結果を基 に将来の人口減少を想定すると、職員数も一定数減少することも考えられることから、必要とされる庁舎 面積は減少することが想定されます。現時点では、職員数の設定を平成30年4月時点としますが、庁舎面 積が過大となることも予測されることから、臨時職員等は算定から除きます。

将来において職員数の減少に伴い余剰面積が生じた場合は、市駅周辺等の庁舎機能の新庁舎への集約化や 市民サービスを補完するために活用していきます。

### (3) 想定議員数

議員定数については、「枚方市議会議員定数条例」に規定されている32人とします。

## 2. 算定方法

#### ①国土交通省「新営一般庁舎面積積算基準」

国の官庁施設の用途に応じた規模を算出する基準であり、記者クラブ等の基準にない項目は実情に応じて 有効面積に加算するとされていることから、新庁舎で必要と想定される機能を個別に加算します。

#### ②総務省「地方債同意等基準」

新庁舎整備において、地方債の対象とすることができる標準的な面積の基準ですが、①と同様に個別面積 を加算することにより算出します。なお平成23年度の改正により、現在は基準の運用は廃止されています。

参考: 算定に用いる主な基準値 1 人あたり面積 4.5 ㎡

参考: 算定に用いる主な基準値 1 人あたり面積 3.3 ㎡

#### ③他市の庁舎建設事例の平均

近年に庁舎建設された、又は、建設予定で人口規模が類似する自治体の事例から、人口や職員数当たりの 平均値を求め、本市の職員数や人口等の規模を試算します。

執務面積は必要最小限とするため、庁舎規模の算定方法は、「①新営一般庁舎面積積算基準」を用いるこ ととし、本市特有の機能については、他市の事例も参考に個別加算します。

### 3. 新営一般庁舎面積積算基準

#### 職階分類(本市・国)及び換算率

職階分類		換算率	
枚方市	公の基準	<b>伊昇卒</b>	
市長・副市長・教育長	局長級	1 8	
理事・部長	所長級・署長級	1 0	
参事・次長・室長	課長級	2. 5	
副参事・課長・主幹・課長代理・副主幹	補佐級・係長級	1. 8	
係長・主任・一般等	一般級	1	

#### 施設区分及び算定基準

	施設区分	算定基準	
1	執務面積		
		職 員 数(A)	
	事務室・応接室	換算人員(B) = (A)×換算率	
		合計(C) = (B)×3.3 m²×110%	
2	付属面積		
	①会議室	(40 ㎡×(A)/100 人+4 ㎡×(A)/10 人) ×110%	
	②電話交換室	表より	
	③倉庫	(C)×13%	
	④宿直室	10 ㎡/人+3.3 ㎡/人×β	
	⑤庁務員室	10 ㎡/人+1.65 ㎡/人×β	
	⑥湯沸室	6.5 ㎡~13 ㎡/箇所	
	⑦受付・巡視溜	6.5 ㎡以上	
	⑧便所・洗面所	(A)×0.32 ㎡/人	
	⑨医務室	表より	
	⑩売店	(A)×0.085 m <sup>2</sup>	
	⑪食堂・喫茶室	表より	
	⑫理髪室	表より	
	⑬その他諸室	個別計上	
	執務面積	: (C) と付属面積の合計(D)	
3	設備関係面積		
	①機械室	表より	
	②電気室	表より	
	③自家発電機室	表より	
		計 (E)	
4	交通部分		
	玄関、広間、廊下、	(D+E)×35%	
	階段室等	( ) ( ) ( ) ( )	
5	_ 車庫		
	①自動車置場	大型 20 ㎡、中型 18 ㎡、小型 13.2 ㎡	
	②運転手詰所	人数×1.65 ㎡	
合計(F)			

[	その他諸室」に個別計上する諸室(イ
	・災害対策関連
	・総合窓口関連
	・相談室
<b>&gt;</b>	・書庫
	・更衣室・休憩室
	・各委員会室等
	・議会諸室
	・組合事務所関係
	・福利厚生諸室
	・サーバー・システム室
	・左記面積の不足分 など
	·

β:増加する場合の人数

※行政事務機能は可能な限りコンパクト化を目指すため、基準のまま採用するのではなく、独自の調整を行います。